



10月1日は「浄化槽の日」

浄化槽に関する諸制度を整備した浄化槽法が昭和60年10月1日に全面施行されたことに由来し、10月1日は「浄化槽の日」とされています。

浄化槽の適正な維持管理のため、浄化槽法で保守点検・清掃・法定検査が義務付けられています。これらを怠ると、浄化槽が本来の機能を失い、水質の悪化や悪臭の原因にもつながります。適正な管理を行いましょ

○保守点検

県に登録している浄化槽保守点検業者が、正常に機能しているかを定期的に(家庭用浄化槽の場合は年3回以上)点検し、装置や機械の調整、消毒剤の補充などを行います

○清掃

市が許可している浄化槽清掃業者が、浄化槽にたまった汚泥などを抜き取る作業で、年1回以上の実施が必要です

○法定検査

県の指定検査機関(茨城県水質保全協会)が、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われているかどうかを検査します

- ・使用開始後の「設置後等の水質検査」(浄化槽法第7条検査)
- ・毎年1回定期的に行う「定期検査」(浄化槽法第11条検査)

※保守点検を実施していても、法定検査を受検していることにはなりません。

※浄化槽法定検査を受けていない人や、浄化槽使用廃止後に浄化槽使用廃止届出書を提出していない人には、県から通知が届くことがあります。

問 ③環境課



催し・募集

5歳児 スマイル親子相談会

期日

○1コース

11月12日(土)、12月10日(土)

○2コース

11月19日(土)、12月17日(土)

時間 午前10時～正午

場所 総和福祉センター「健康の駅」

対象 平成28年度中に5歳になる子(年中児)とその保護者〔平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ〕

内容 個別相談、講話

第1回：お子さんの良いところを伸ばすために

第2回：就学に向けて考えたいこと

※相談会中、お子さんは集団遊びや製作などを行います。

申込 問 10月14日(金)までに電話で申し込み

※事前に相談票を送付します。記入のうえ、同封の封筒で返送してください。

※相談日以外でも相談を受け付けています。問い合わせください。

健康づくり課(古河福祉の森会館) ☎48-6881

成年後見サポートセンターが「市民後見人養成講座」(市受託事業)

日時 11月22日(火)～平成29年2月7日(火)のうち9日間〔うち2日間の実習あり〕

場所 古河福祉の森会館

対象 ①～④すべてを満たす人

①市内在住・在勤の人

②市民後見活動に熱意と理解があり、将来市民後見人として活動可能な人

③全日程の受講が可能な人(遅刻、早退、途中退出不可)

④民法第847条に定める、後見人の欠格事由に該当しない人
※事前説明会に必ず出席してください。

定員 20人(書類選考により決定)

費用 無料

申込方法 受講申込書等を10月25日(火)までに提出〔郵送可・10月25日必着〕

提出書類

- ・平成28年度市民後見人養成講座受講申込書(古河市社会福祉協議会にあります。また、郵送での取り寄せやホームページからもダウンロードできます)

※写真(縦4cm×横3cm)を貼付。

- ・エントリーシート(志望動機200字～400字程度)

■事前説明会

日時 11月1日(火)午前10時～〔30分程度〕

場所 古河福祉の森会館

問 古河市社会福祉協議会

☎48-0994

「花桃」オーナー募集

対象 市内の個人、法人、団体等および市外の個人(政治的および宗教的な団体を除く)

オーナー期間 樹木および銘板ともに5年間

対象樹木 古河公方公園(古河総合公園)の花桃20本〔1オーナーにつき1本の申し込み〕

費用 2万円(花桃苗木、銘板購入費等)

その他 樹木、銘板の所有権は市に帰属し、剪定や薬剤散布等の維持管理は市で行います

申込 問 10月3日(月)～11月30日(水)に「花桃オーナー申込書」に必要事項を記入のうえ、申し込み

③都市計画課